

令和5年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会会議録（抄）

日 時 令和5年7月28日（金）14時00分～16時00分
開催方法 オンライン

【出席委員（敬称略）】

石山 麗子、鵜籠 雅之、江口 裕樹、大麻 みゆき、大熊 克信、長田 恭子、
川嶋 啓子、神 実香、笹川 裕之、品川 惣壽、銭場 信雄、滝澤 正文、田口 明美、
新泉 真砂子、齋島 孝雄、巻 淳一、松尾 浩子、三次 宣夫、森本 剛

【事務局】

福祉局長寿応援部：兼山部長

いきいき長寿推進課：岩瀬課長、坂口課長補佐、高橋課長補佐、小池主査、土屋主任、池田主事
鹿島主事

高齢福祉課：矢田部課長

介護保険課：石渡課長

区高齢介護課：青木課長（西区）、川原課長（北区）、百澤課長（大宮区）、
嚮田課長（見沼区）、井上課長（中央区）、飯塚課長（桜区）、
宮嶋課長（浦和区）、中山課長（南区）、熊倉課長（緑区）、
小野課長（岩槻区）

【傍聴人】 2名

【議事録】

1. 開会	
司会（事務局）	令和5年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会 開会。 配布資料の確認。 ・次第 ・令和5年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会 事前送付資料
2. 議題	
議長	本会議の公開。 ・傍聴人の人数を10人と定め、傍聴の許可は先着順 ・2人の傍聴人入場 議題（1）介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介

	護支援事業所の承認について。
議題（１）介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認について	
事務局（介護保険課）	介護予防ケアプラン作成等の介護予防支援業務については、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として実施しているが、介護保険法第115条の23第3項の規定により、指定居宅介護支援事業者に事務の一部を委託することができる、とされている。委託にあたっては、本市の指定を受けている居宅介護支援事業所のうち、本市が開催する「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、地域包括支援センター運営協議会の承認を得なければならない、と定めている。資料12ページにある計14か所（うち、1事業所は令和5年8月1日新規指定予定）の居宅介護支援事業所は、令和5年6月に動画視聴形式で実施している「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、また、これらの事業所は、業務改善等の勧告・命令を受けておらず、居宅介護支援事業所として厚生労働省令で定める介護支援専門員の人員基準を満たしているため、承認を求めるものである。
議長	議題（１）について意見、質問はあるか。
各委員	（意見・質問なし）
議長	議題（１）について承認してよいか。
各委員	（異議なし）
議長	次に、議題（２）令和5年度第1回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について。
議題（２）令和5年度第1回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について	
事務局（西区高齢介護課）	西区連絡会の主な報告は3点。 1点目は、16ページの「1 令和4年度事業実績及び決算について」のうち、介護予防ケアマネジメント業務は、増加傾向となっているが、昨年と同様に、委託先が見つからず包括で対応することが多くなり、職員の1人あたりの対応ケースが増えている状況である。新規にケアマネジャーを採用するのにも苦慮しており、また、委託を受けてくれる事業所も少ない状況である。 2点目は、18ページの「3 地域支え合い推進員の活動報告について」では、サロンの利用者から「簡単な体操をやってほしい」との要望があったことから、地域支え合い推進員が理学療法士とストレッチと筋力トレーニングの資料を作成し、サロンのグループ内

	<p>で活用できるようにした。</p> <p>3点目は、20ページの「4 一般介護予防事業について」では、ますます元気教室で募集定員に達しない会場があり、参加者の掘り起こしに苦慮している。また、すこやか運動教室では、すべてボランティアの実施であるが、ボランティアも高齢化が進み、令和4年度に2名辞めた方がいるため、令和5年度は2名のボランティアを募集予定である。</p>
<p>事務局（北区 高齢介護課）</p>	<p>北区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、22ページの「令和4年度地域包括支援センターの事業報告について」において、介護予防ケアマネジメント業務が増加しており、委託可能な居宅介護支援事業所が少なく、プラン作成担当者の調整に苦慮している、との報告を受けている。委員からは、「多くの事業所がケアマネ不足で、予防支援まで手が回らないという実情がある。」「ケアマネは介護職の中でも平均年齢が高く、今後退職していくことを考えると、ケアマネの高齢化も課題である。」との意見をいただいた。</p> <p>2点目は、24ページの「令和5年度地域包括支援センターの事業計画について」において、各地域包括支援センターからは、住民主体の通いの場の確保や、地域の支え合いの取組と、その担い手となる人材の発掘が重要であるという報告が共通して見られた。委員からは、「人材発掘とケアマネの問題、人が不足しているというのが大きな課題といえるかと思う。中心となるのは人だと思うので引き続きよろしくお願ひしたい。」とのご意見をいただいた。</p> <p>3点目は、25ページの「地域支え合い推進員の令和4年度活動報告及び令和5年度活動計画について」において、地域支え合い推進員の活動は今後ますます重要になっていくと思われるが、包括として推進員をどのようにサポートしていくか、という質問が委員からあった。各包括からは、「推進員一人で背負い込まないよう他の包括職員も協力している」「推進員とともに他の包括職員も地域に赴き、他の包括職員も推進員の業務を分かり対応できるようにしている」などの回答がある一方で、「包括全職員でサポートしていかなければならないが、他の業務に圧迫され十分なサポートが難しい状況」という意見も見られた。委員からは、「忙しい中、業務をぎりぎりの状況でやっているということがよくわかった。各機関や行政も地域支え合い推進員を支えていければ。」とのご意見をいただいた。</p>

<p>事務局（大宮区 高齢介護課）</p>	<p>大宮区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、28ページの「令和4年度各地域包括支援センターの事業報告」から、地域支援個別会議及び地域支援会議から見えてきた、「あったらいいな」と思われる社会資源やしくみについてである。「高齢者が日頃立ち寄る場所で、待っている間に世間話ができるような場があるとよい」「歩くことが大変になってきた方も参加できるよう、通いの場が身近にあるとよい」「地域活動を継続し、やる気が出たところで、次に繋がるような情報提供ができる」と良い「現在行われている地域活動の継続を支援するしくみがあるとよい」等、多くのご意見をいただいた。また、昨年度に引き続き、今回も介護予防ケアマネジメントの委託先が不足しているとの報告があった。委託先のケアマネジャーの退職により、委託に出したものが包括に戻されてしまうケースも見られ、包括職員のさらなる対応件数増加が見込まれている。</p> <p>2点目は、33ページの「その他」からの報告である。「ACP（人生会議）」については、現在、地域の会合などに医師が出向き、人生の最終段階の医療やケアについて、あらかじめ、そして繰り返し話し合うことの大切さを伝える活動を行っていること、人生の最終段階について考えることはもちろん重要であるが、そこに至るまでには様々な出来事があり、多くの選択が求められることを高齢者本人だけでなく、高齢者の家族にも周知していきたい、とのご意見があった。また、コロナによって断ち切られた「高齢者同士の絆」を結び直すべく、自治会と民生委員が協力して単身高齢者世帯を訪問し、まずは現状を把握するための取り組みが予定されていること、「自助・互助・共助・公助」という言葉があるが、一番頼りになるのは「近所」だと思うので、「地域の絆」を取り戻していきたい、とのご意見もあった。</p> <p>最後に、「地域の担い手養成研修（たまねっこ養成講座）」について、地域で活躍したい、地域のために役に立ちたい、という人材の発掘に貢献していると思われるが、受講者が関心を持つ分野が高齢者、児童、障害者、SDGs等多岐にわたっているため、主に高齢者のサポートを行う地域支え合い推進員だけでは適切な活動支援が難しいこと、地域活動に高い関心・意欲を持つたまねっこ修了者への活動支援について、各分野の行政担当課と情報の共有と連携を図り、幅広い受け皿を用意することが出来れば、さらに有意義な地域活動が展開されるのではないかとのご意見があった。</p>
---------------------------	---

<p>事務局（見沼区 高齢介護課）</p>	<p>見沼区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、36ページの「4 議事（1）令和4年度事業報告・決算報告、（2）令和5年度事業計画・予算」に関して、4圏域とも新型コロナウイルスの影響で減っていた総合相談件数が増加してきていること、地域のサロンなどの地域活動が再開してきているとのことである。また、東部圏域では総合相談件数の増加とあわせて、独居、認知症、精神疾患、経済的困窮等が複合化した困難事例の相談も増えているとのことで、ケアマネジャーへの個別支援が増えているとの報告があった。</p> <p>2点目は、38ページの「（4）令和4年度各圏域地域支援会議・協議体からの報告」に関して、北部圏域から、コミュニティカフェに子供が下校後に集えるようにして多世代が交流できる場にしていきたい。また、積極的に参加したがる男性参加者が増えるよう、男性が興味を持ちそうな企画を組み込む工夫をしているとの報告があった。</p> <p>3点目は同じく38ページで西部圏域から、介護認定され担当ケアマネジャーが付くことで、民生委員など地域での見守り体制が薄れてしまうこともあるため、ケアマネジャーもサロンなどの地域活動を把握し、民生委員ともつながりを持つことが必要ではないかとの提案があった。</p>
<p>事務局（中央区高齢 介護課）</p>	<p>中央区連絡会の主な報告は4点。</p> <p>1点目は、41ページ「令和4年度第2回地域包括支援センター運営協議会報告」に関して、委員長より、次のご意見を頂いた。埼玉県では、訪問系の介護従事者が安心して働くことができるように、「埼玉県介護・障害福祉事業所等暴力・ハラスメント相談センター」を設置した。また、安全確保のため、複数人が訪問する際の費用を助成する制度を新たに創設した。との情報をいただいた。</p> <p>続いて、2点目は42ページ「令和4年度地域包括支援センター事業報告」に関しまして、南部圏域の介護者サロンは、Zoomを使いオンライン形式で開催した。主な特徴としては、天候に左右されず会場までの移動時間の必要がないことや、要介護者を自宅に置いたまま外出すること無く参加できる。また、「遠方からでも気軽に参加しやすくなった。」など、好意的な意見をいただいた。その反面、Zoomの使い方が分からないと参加できないといった、デメリットもあるので、利用方法を丁寧に説明するとともに、利用する方にも慣れ親しんでいただくことで、ITへの抵抗感を無くしてい</p>

ただが必要がある。なお、集合型のサロンを希望する方には、北部圏域の介護者サロンを案内している。

続いて、3点目は43ページ、「個別事例から見える地域課題」の中で、地域支援会議を書面で開催すると、アンケートの回収率が低く、意見も少ないことから、こちらも、Zoomを活用した。参加者からは、「オンラインの開催であれば、介護をしながらも参加できるので助かる。」、「仕事をしているので会議のオンライン化は参加しやすく、便利な開催方法だと思う。」、別の方からは、「お互いに支え合うという点でも、できる人ができない人に使い方を教えていくことが大切で、互いのコミュニケーション力を高めることにもなる。」といった、前向きな意見をいただいた。また、「高齢者がデジタルデバイスを活用できるようにするためには、高齢者向けのスマホ教室を開催することで、高齢者が、地域に興味を持ち、自ら地域活動を調べるようになり、ヘルパーに買い物を依頼しなくとも、自ら商品を注文することができるようになれば、それこそが、自立支援や地域課題の解決にも繋がってくるのではないか。」という意見をいただいた。

また、権利擁護に関しては、家族からの協力が得られず、被害妄想や理解力の低下があり、介護サービスに対する意向や希望が二転三転してしまうため、何とか関係機関との連携を図り支援体制を整えていたとしても、サービスの利用に繋げることができず、課題が解決しないまま、問題が長期化してしまう。そのような事案が増えている。

続いて、4点目は45ページ、「令和4年度下半期地域支え合い推進員活動報告」になる。地域の高齢者に元気を届けるため、美容に特化したケアビューティストを講師に招いて、定期的に「ケアビューティ、ハンドネイルケア」の講座を開催している。また、2040年頃には、65歳以上の高齢男性の20%、5人に1人が、「1人で独居生活を送る。」と言われていることから、定年後のセカンドライフの中で料理を通じて、ステイホームを楽しむ発想力を鍛え、また、男性同士でコミュニケーションを図り、相談できる仲間づくりをサポートする目的で、地域の管理栄養士を講師に招き、「男の手料理教室」を定期的に開催している。これらの美容セミナーや、男性向けの教室に参加した方の多くは、雰囲気明るくなり、活動的になるなど、閉じこもり防止も含めた、二次的効果をもたらしている。

	<p>続いて、いきいき百歳体操の自主グループへの支援に関しては、コロナ禍で活動意欲の低下が進んでいるため、地域との関わりを深め、活動へのモチベーションを高めていただくため、北部南部合同による、「いきいき百歳体操、自主グループ交流会」を開催した。交流会では、スライドを使って、それぞれグループの特徴を発表いただきながら、情報交換会を実施し、また、作業療法士、理学療法士による脳トレや、運動の体験会を開催するなど、グループ同士で親交を深めることができ、新しい目標に向かって、活動意欲を高めていただけたのではないかと感じている。</p>
<p>事務局（桜区 高齢介護課）</p>	<p>桜区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、51ページの「1 地域包括支援センターの令和4年度決算及び事業報告」に関して、南部圏域の権利擁護業務の延べ件数が前年度の半分以下となっているが、これは、高齢者虐待の1案件の問い合わせが大幅に減ったためであり、両包括とも各種相談件数は前年とほぼ同様の件数となっている。</p> <p>2点目は、51ページの「2 地域包括支援センターの令和5年度予算及び事業計画」に関して、北部圏域からは、民生委員や居宅ケアマネジャー、医療従事者との連携を強化し、権利擁護と地域住民の介護に関する問題の早期解決に努める、自治会単位でのサロン開催に取り組むと報告があった。南部圏域からは、認知症の人やその家族を支える体制の充実を図るためにおれんじパートナーの交流会を開催し、他分野の関係機関と協力しながら地域の課題解決に取り組むと報告があった。</p> <p>3点目は、53ページの「その他(地域課題)」に関して、北部圏域からは、訪問介護の需要が多いがヘルパーの人員不足で訪問介護事業所を探す事に苦慮しているとの報告があった。南部圏域からは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため高齢者施設のスペースなどを利用できなくなっていたものが、現在も利用できず、そのスペースを利用していただきたおれんじカフェやサロン、自主グループ等の活動が再開できていないことや、自治会・民生委員、老人クラブ、地域活動のグループなどの人材不足が課題との報告があった。また、両圏域とも、ケアマネジャー不足が深刻で調整に時間がかかっているとの報告もあった。</p>
<p>事務局（浦和区 高齢介護課）</p>	<p>浦和区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、55ページの「2 令和4年度各地域包括支援センター事業報告及び令和5年度事業計画について」である。</p>

	<p>令和4年度事業報告では、どの圏域でも権利擁護業務の延べ相談件数が増加傾向にある。近隣との繋がりが希薄で問題が大きくなってから対応するケースや高齢者に加え、同居家族の支援を必要とする複合的なケースなど、1事例に対する相談が長期化し、複数機関で連携を要しているとの報告があった。令和5年度計画では認知症高齢者やケアラー支援体制を地域の関係機関と協力しながら構築していきたいとの計画がなされた。</p> <p>2点目は、56ページの「3 令和4年度地域支え合い推進員活動報告及び令和5年度事業計画について」である。活動報告の主な点は、どの圏域においても、百歳体操自主グループの立ち上げや、活動を支援していることである。二つの圏域では協議体による地域住民へのアンケートを実施し、地域課題や要望の把握に努め、公民館や地区社会福祉協議会の広報誌にその内容を掲載、民生委員や自治会の集まりで情報共有している。令和5年度計画は、協議体で実施したアンケート結果から現実的な支援を検討していくこと、百歳体操自主グループの立ち上げや活動を継続して支援する計画が示されている。また高齢者が情報弱者にならないようにデジタル化対応を進めていくとの計画が示された。</p> <p>3点目は、58ページの「6 議題 高齢者の移動支援について」である。移動については、土地柄、坂道が多く自転車の利用が困難な高齢者が多いこと、バス路線がない地区でコミュニティバスの利用がしたいとの声が挙がった。さいたま市の移動支援補助事業については、認知度が低いので、地域貢献をしたい事業所等へもっとPRし、利用を促進したほうが良いとのご意見があった。移動支援については地域を挙げて様々な人々が協力し、高齢者が暮らしやすい環境を作っていくべきであるとの共通認識を持った。</p>
事務局（南区 高齢介護課）	<p>南区連絡会の主な報告は4点。</p> <p>1点目は、61ページの「2 令和4年度事業報告・決算」に関して、相談件数は各圏域とも増加傾向となっている。また、介護者サロン・認知症カフェ等の開催回数はコロナ前の水準に回復してきている。</p> <p>2点目は、62ページの「4 令和5年度事業計画・予算」に関して、各圏域とも今年度の取組みの内容として地域の関係機関との連携を深めて地域課題に取り組むことを挙げている。特に、認知症高齢者及びその介護者への支援については、新たなチームオレンジの立ち上げを目指す等、積極的に取り組んでいく。</p>

	<p>3点目は、63ページの「5 地域支援会議の報告」に関して、各圏域ともに地域の方々から様々な御意見や御要望をいただいている。例を挙げると、高齢者の移動手段に関すること、介護予防のための教室を高齢者の身近な場所で開催してほしい、ボランティアポイントやアクティブチケットをもっと活用できないかといった御意見や御要望をいただいている。</p> <p>4点目は、64ページの「6 高齢者生活支援体制整備事業」に関して、地域支え合い推進員が行った具体的な取組事例について報告する。取組の例としては、高齢者の外出のきっかけになるイベントとして、また地域包括支援センターの周知を目的として、地域の方々の協力も得て、スタンプラリーやクイズラリーを実施した。また、男性が地域活動に参加するきっかけづくりとして、「男だけのシニア健康講座」を実施した。好評につき今年度も引き続き実施していく予定である。</p>
<p>事務局（緑区 高齢介護課）</p>	<p>緑区連絡会の主な報告事項は3点。</p> <p>1点目は66ページの一番下、2（2）緑区地域包括支援センター活動報告である。報告事項の全体的な内容としては、相談業務の増加、会議、イベントや地域活動の再開など、様々な活動が以前のように行われ始めている傾向がみられた。68ページの一番上、質問・意見等だが、委員である公民館長より、包括と公民館職員との定例的な連携を図っていきたいという意見があった。また、区役所で介護者サロンを実施しているが、参加者が少ないという意見があり、窓口対応で必要と思われる方にチラシを渡し案内したり、庁舎の館内放送で案内を行ったりするなど更なる周知を図ってきたいと考えている。</p> <p>2点目、69ページの一番上、令和5年度の包括事業計画に対する質問・意見等で、公民館に来ている介護予防が必要な方を地域資源に繋げていくためには、公民館に来ている高齢者との関わりを深め、包括と情報交換していくことが重要という考えが公民館と共有された。</p> <p>3点目、同じく69ページ一番下、2（3）地域支え合い推進員活動報告では、自主活動が長く続くグループでは、体力測定や勉強会など、百歳体操とは別のメニューを時折組み込むことで、継続のモチベーションを維持する取組を行っているという報告があった。</p> <p>70ページ一番下、【今後の課題】では、地域活動再開に伴い、公民館の予約が取りづらくなるなど、活動する場所が少ないという課題</p>

	<p>もみえてきており、今後の動向も踏まえ、以前使用していた施設などを再度使用できるよう検討していくことも必要と考える。また、自治会での住民同士の支え合いの仕組み作りの必要性も考えていきたいという報告があった。</p>
事務局(岩槻区高齢介護課)	<p>岩槻区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、74ページの各地域包括支援センターの業績評価に関して、委員より、「保健師の配置が難しい件について、他区にも確認したところ、準ずる者として看護師を配置している地域包括が大半であった。本日まで支障なく業務を行えてきたところであるが、専門職として保健師の視点はとても貴重である。例えば健康指導・健康教育、いつ起こり得るかもしれない災害時の支援、様々な環境や問題を抱えているケースに対するメンタルヘルスといった支援という意味でも保健師の役割は大きい。今年度は2法人で配置済ということなので、今後の活躍に期待する。」というご意見をいただいた。</p> <p>2点目は、76ページの令和5年度一般介護予防事業に関して、委員より、「各圏域によって地域性の問題や、事業の開催場所、交通機関の問題等が把握できた。コロナ収束の見通し以降、地域住民主体の体操教室・サロン・自主グループの活動再開や、新規団体の立ち上げが増えている圏域もあり、フレイルへの不安を抱えている等、介護予防に対して個人の意識の違いが窺えた。ますます元気教室は公民館で開催しているところから、更に2会場増えていることが確認できた。今後の開催場所の確保に関しては、岩槻区に15か所ある特別養護老人ホームの地域交流室や、小中学校の空き教室、自治会館等の活用も検討してはいかがか。一般介護予防教室周知の方法として、現状は市報が主であると聞いているが、自治会等を通じて、回覧板を使った周知、各福祉施設や医療機関等、高齢者や家族が集まるので、情報の発信が行える仕組みを構築してはいかがか。」というご意見があった。</p>
議長	<p>議題(2)について意見、質問はあるか。</p>
配島委員	<p>各センター共通の課題として、前回の運営協議会においてもコメントがあったが、介護予防ケアマネジメントの委託先が見つからないということがあった。今回14か所の委託先の承認があったため、多少改善されると思うが、構造的な問題として、ケアマネの高齢化、追加承認以外に委託先の不足の課題に対して、具体的にどのような計画を持っているか。</p>

<p>事務局（介護保険課）</p>	<p>各地域包括支援センターより、介護予防サービス計画の委託先が見つからないという声についてはこちらにも届いており、重く受け止めている。制度の在り方を含んだ全国的な課題であり、我々としても強く国に対応を働きかけており、具体的に現在までの対応状況を説明する。承知のとおり、予防計画を作成できるのは地域包括支援センターだが、近年の要支援者の急増により包括の業務を圧迫している。予防計画の作成は居宅介護支援事業所に委託ができることになっているが、委託に関する事務負担があること、介護報酬の範囲内で委託料を払うため収入が低いこと、要介護と要支援でケアマネジメント業務に大きな差が無いのに介護報酬が要介護の半分と低いことにより、結果、予防計画の委託先が見つからないという状況が生じていると捉えている。解決の方向性としては2点で、予防計画について、地域包括支援センターを介さずに直接、居宅介護支援事業所に依頼できるよう制度を見直すこと、また、介護予防ケアマネジメントにかかる介護報酬について見直すことと考える。</p> <p>1点目については、内閣府の「地方分権改革に関する提案」という制度を活用し、令和4年に本市から内閣府へ提案した。複数の市町村から追加共同提案として賛同いただき、内閣府、厚労省のヒアリングを受け、その中で現場の実情を訴えた。その後、全国市長会から「提案の実現を求める」との賛同も頂き、提案内容を検討する提案募集検討専門部会からは、予防計画の作成について包括以外にも広げるべきではないかという検討結果が示された。厚労省からの2次回答では、包括の持続可能性を確保することは重要であるという認識が示され、昨年9月の社会保障審議会介護保険部会で議論が始まった。現在の状況は、7月10日に開催された第107回社会保障審議会介護保険部会の資料を確認したところ、地域包括支援センターの体制整備等の項目があり、「要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施できることとする。」と記載されている。まだ議事録が公開されていないため内容は不明だが、恐らく制度改正がなされるのではと考えている。</p> <p>2点目については、横浜市が提案市となり、令和5年度21大都市高齢者福祉・高齢者医療主管課長会議にて引き上げを国に要望している。先に説明した内閣府の提案制度では介護報酬の増については提案対象外なため、別の方法として、横浜市に賛同する形で国に要望している。また、令和5年2月16日に開催された第19回医</p>
-------------------	--

	<p>療介護総合確保促進会議では、「ポスト2025年の医療・介護提供体制の姿(案)」が示され、その中で「ケアマネジャーを取り巻く課題について包括的な検討を行うことが重要」、「人材の確保の観点からも、ケアマネジャーの待遇改善、ICT等を活用した業務効率化など、働く環境の改善を進めて行く必要がある。」など、ケアマネジャーの待遇改善が明記された。これらを踏まえ、3月17日には「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)」の一部改正が行われ、先ほど説明した内容が方針として確定したところである。</p> <p>本件については全国的な課題であり、時間はかかるが、抜本的に制度を変えるしかないと考えている。</p>
森本委員	<p>南区でチームオレンジという言葉が出てきたが、他の区での取り組み状況を教えてほしい。</p>
事務局(いきいき長寿推進課)	<p>チームオレンジの立上げ状況について、南区で立ち上っているほか、岩槻区でも立ち上げの動きが始まっている。他区では具体的な動きはまだないが、少しずつ取り組み、本年秋以降に本格的な制度としてスタートしていく。</p>
鵜籠委員	<p>地域支え合い推進員の重要な役割として、ネットワークの構築やニーズとサービスのマッチングがあると思うが、中でもネットワークの構築、協議体の開催が重要だと思う。住民の方が数名で話をするのも協議体としてみなされると聞いたことがあるが、現状、協議体の構築はどの程度行われているのか。また、行政としてはどのような指導、方向性を考えているのか。</p>
事務局(いきいき長寿推進課)	<p>行政としては区の高齢介護課長や介護保険係長を地域支え合い推進員として充て職にし、区連絡会の開催時に協議等をしている。また、地域包括支援センターにおいては、日常生活圏域単位の協議体を地域支援会議と連続して開催するなど、様々な活動をしている。日常生活圏域よりも小さな単位でも協議体が行われているが、協議体の開催やネットワークの構築は重要なものとして認識しており、引き続き、しっかりと取り組んでいく。</p>
新泉委員	<p>2点、提案と質問がある。まず提案だが、いきいき百歳体操の場に看護学生をボランティアで参加させれば、学生と高齢者双方にメリットがあるのではないかと。</p> <p>次に質問だが、高齢者がICTの情報弱者とならないようにどのような取り組みをしているか教えてほしい。</p>
議長	<p>提案については、学生、高齢者にとってもメリットがあると思わ</p>

	れる。看護学生の具体的なコーディネート方法については、今後自治体と今後協議してもらいたい。
事務局（高齢福祉課）	高齢者が ICT の情報弱者にならない取り組みとして、老人福祉センター等において、初心者から少し慣れた方を対象にスマートフォン教室を開催している。
品川委員	大宮区の報告で、自助、公助、共助、近所、という言葉が出てきたが、近所が一番大切だと思っている。浦和区では、自主的な活動を行っているが、自主的な活動を更に一步前進させ連携して取り組む必要があると思う。また、南区では、関係機関と連携をしていくという報告があったが、少なくとも1年単位で連携して、結果に結びつくように取り組んでももらいたい。また、地域のために、本会議のような場を可能な限り今後活かしてもらいたい。
三次委員	浦和区の報告で移動支援の話があったが、さいたま市の具体的な移動支援の事業について、教えていただきたい。
事務局（浦和区）	本事業は運転手や自動車の用意を事業所にお願ひし、環境が整っている事業所や企業に本市から補助金を支払うものとなっている。
大熊委員	いきいき百歳体操の中心となっているのは地域支え合い推進員だが、保健師や看護師の協力もいただいております、保健師や看護師が中心となり活動している包括もある。ただし、保健師や看護師によっては、百歳体操の存在を初めて知ったという方もおり、学生の頃から見学できる制度があるとよいのではないかと。また、包括の保健師や看護師も学生が見学にくることでモチベーションがあがるのではないかと。
長田委員	2点伺いたい。 1点目は、ダブルケアラーやヤングケアラーに支援が届くように、地域包括支援センターの周知をどのように行っているのか、計画や方向性を教えてほしい。 2点目は、認知症の支援について、福祉新聞によると2022年は認知症の行方不明者が18,709人おり、10年連続で最多更新と書かれていた。さいたま市では、認知症の行方不明者は増加しているのか、認知症患者の増減推移について知りたい。また、認知症患者に対する取り組みを教えていただきたい。
事務局（いきいき長寿推進課）	地域包括支援センターの認知度向上は重要であり、本市の総合振興計画にも位置付けて取り組んでいる。多世代への周知としては、市立小学校、中学校等の方へ、地域包括支援センターの案内や絵画作品の募集を行い、認知度を高める取り組みをしている。また、今

	<p>年度は作成したポスターを自治会掲示板等に掲示することも企画している。その他、市報やホームページなどで情報発信している。</p> <p>ケアラー支援の方向性としては、本市では令和4年6月に条例を制定し、早期発見等、市全体として支援に向けて取り組んでいる。本課の取り組みとして、包括職員向けには、ケアラーに関する研修を実施し、市民の方向けには、専門職へ相談できるさいたま市ケアラー電話相談を設置して、相談先の充実をはかっている。その他、ケアラー施策を取りまとめている福祉総務課などが中心となりケアラーやヤングケアラーの認知度向上にも取り組んでいる。</p> <p>認知症について、昨年の埼玉県全体の行方不明者は1,902人と警察から発表があった。警察では市町村別の行方不明者数は公表していないため、さいたま市の行方不明者数は推測になるが、300～400人程度ではないかと思われる。</p> <p>警察から行方不明の捜索依頼が来た場合、防災無線での呼びかけをしている。また、徘徊見守りSOSネットワークとして、介護保険の事業者等に協力してもらい、メールで発見協力要請をしている。その他、行方不明高齢者等見守りシールを配布し、QRコードを読み込むと、本人の情報が家族に届く仕組みとなっている。昨年度から実施し、1年間で86人の利用実績がある。</p>
事務局（高齢福祉課）	<p>移動支援について、追加で説明させてもらう。移動支援事業の概要については、地域の5人以上が実施主体となり、高齢者の日常生活に必要な買い物や通院等の外出時の移動の支援を行っている。内容としては、身体的、住環境等の要因により移動が困難な高齢者の移動の支援にあたり、地域住民や、社会福祉法人などが主体となって、住民主体の補助による送迎を支援する団体に対して必要な経費の一部を補助するもので、上限が30万円となっている。現在さいたま市において6地域で実施されている。</p>
議長	<p>議題（2）についてよろしいか。</p> <p>次に、報告（1）令和5年度さいたま市地域包括支援センター運営方針について。</p>
報告（1）令和5年度さいたま市地域包括支援センター運営方針について	
事務局（いきいき長寿推進課）	<p>地域包括支援センターの運営方針については、地域包括支援センターの運営において求められる基本的な考え方や理念、業務推進の指針などを明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な実施、及び適切、公正かつ中立な運営に役立つことを目的として、策定をしているものだが、令和5年度の運営方針につ</p>

	<p>いては、令和5年1月に開催した前回の運営協議会において協議をいただいております、運営協議会終了後に、“例えば、国からの新たな通知の発出等により、運営方針案へ反映させなければならない状況になった際には、石山会長預かりとして進めさせていただく”ということで、承認をいただいたものである。</p> <p>その後の状況としては、運営方針へ反映させなければならない国からの通知等はなかったため、前回の運営協議会で承認いただいたものを、そのまま今年度の地域包括支援センター運営方針として確定させていただく。</p>
議長	報告（1）について意見、質問はあるか。
各委員	（意見・質問なし）
議長	次に、報告（2）令和4年度さいたま市地域包括支援センター運営状況について
	報告（2）令和4年度さいたま市地域包括支援センター運営状況について
事務局（いきいき長寿推進課）	<p>87ページから91ページまでの資料については、地域包括支援センターが中心的に実施している4大業務について、関係項目の数値をまとめたものである。</p> <p>まず、87・88ページの「1 総合相談支援業務」について、総合相談の件数は、1割ほど増加している。また、介護者サロンの開催は前年度と比べて8割以上増加している。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止していた会議やサロン活動を、開催方法等を工夫しながら実施したことによるものである。</p> <p>次に88・89ページの「2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」については、88ページの下から2つ目、個別事例に対するサービス担当者会議開催支援の回数や89ページに掲載のケアマネ会議の回数はそれぞれ増加しており、総合的なケアマネジメント支援については問題なく行われているものと考えている。</p> <p>次に89・90ページの「3 権利擁護業務」については、高齢者虐待、成年後見制度、困難事例の対応について実績は減少しているが、困難ケースの解決が図られたこと等によるものである。</p> <p>次に90・91ページの「4 介護予防ケアマネジメント業務」については、要支援者に対する介護予防支援作成件数は微増、事業対象者に対するケアマネジメント作成件数は微減となっている。</p> <p>92ページ以降は、地域包括支援センターごとの数値内訳となっており、全ての地域包括支援センターの各項目の小計の一部を特出</p>

ししたものが、今まで説明した資料となっている。なお、それぞれの詳細については、各区で開催した地域包括支援センター区連絡会でも報告等をしている。

96ページ以降については、令和4年度地域包括支援センター介護者サロン実施一覧となっている。介護者サロンは、介護をしている人が悩みや疑問を語り合い、介護者同士の交流を図る場のものや、認知症の人本人やその家族が悩みを相談できる場、いわゆる認知症カフェが含まれており、地域包括支援センターにおいて実施しているものである。令和4年度は、感染症対策を実施するなど、地域包括支援センターごとに工夫して開催することで、令和3年度より開催回数が大きく増加し、より多くの方に参加いただいた。参加者からは、サロンの再開を喜ぶ声も含め、多くの好評の声をいただいている。引き続き、開催に向けた工夫点などを周知していく。

104ページ以降については、令和4年度さいたま市地域包括支援センターの決算状況一覧である。105ページは収入について、106ページは支出についての資料である。地域包括支援センターの主な収入は、地域包括支援センター運営事業に係る本市からの委託料収入及びケアプラン作成収入等の介護保険収入となっており、主な支出は、事業実施に係る人件費、事務費及び事業費等となっている。表の中央にある「収支状況」を見ていただくと、黒字が17圏域、赤字が7圏域、プラスマイナスゼロが3圏域となっている。市全体では約2,960万円の黒字、1センターあたり約110万円の黒字となっている。

資料の108ページ以降は、令和4年度地域包括支援センター業務評価になる。地域包括支援センターの業務評価は、評価対象期間を令和4年度とし、国から提示されている統一の評価指標を用いて、令和5年2月に評価を行っている。評価方法は、109ページ以降に記載がある9つの大項目、55の小項目の評価項目について、地域包括支援センターが自己評価を実施し、各区役所高齢介護課職員がヒアリング等を実施し、「はい(できている)」もしくは「いいえ(できていない)」の2段階評価を行っている。評価結果(個別項目)については、110ページ以降に記載がある。114ページまでは、市全体の評価結果、115ページ以降は、圏域別、地域包括支援センター別の評価結果となっている。市全体として、「いいえ」が多い項目は、大項目の「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援」と「業務連携」の項目となっている。一方で、111ペー

	<p>ジの「2-1 総合相談支援」の「相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか」、112ページの「2-3 包括的・継続的ケアマネジメント」の「担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療期間や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか」の2項目については、令和4年度に各包括へ再周知を図るなどの改善を行い「はい」となった。今後も、多くの項目が改善できるよう取り組んでいく。</p> <p>126ページ以降は、令和4年度在宅介護支援センター実績報告及び自己評価になる。在宅介護支援センターは、地域包括支援センターのブランチとして、総合相談業務、会議・地域福祉活動、見守り支援業務（資料では「在支ケアプラン」と表記）を行っている。</p> <p>資料127ページは、その実績をまとめたものであり、市全体で、総合相談支援業務は、1,087件、会議・地域福祉活動件数は、1,029件、そのうち包括と連携している件数は749件で約73%であった。前年度と比較して、会議・地域福祉活動件数は、増加しており、また、在支ケアプラン件数は、605件であった。128ページは令和4年度さいたま市在宅介護支援センター自己評価である。評価基準に沿って、令和5年2月に各在宅介護支援センターが自己評価を実施したものであり、全体を通して、「C（実施できていない）」と評価した項目はなかった。</p> <p>130ページ以降は、令和5年度さいたま市地域包括支援センターの予算について、各地域包括支援センターの状況一覧であり、131ページが収入、132ページが支出となっている。収入について、委託料収入は、1圏域当たり約3,787万円、ケアプラン等作成手数料などの介護保険収入は、1圏域当たり約2,074万円となっている。支出については、人件費、事務費等を合わせて、1圏域当たり約5,790万円を見込んでいる。</p> <p>134ページ以降は、令和5年度地域包括支援センター事業計画書になる。地域包括支援センターは、毎年度、担当圏域の状況を踏まえた長期目標、前年度の総括、年間重点取組事項、事業ごとのロードマップなどをまとめた事業計画書を作成することとなっている。事業計画書は、地域包括支援センターが作成した後、各区役所高齢介護課職員が確認し、必要に応じ地域包括支援センターへヒアリング等を実施し、地域支援会議や地域包括支援センター区連絡会で意見等を伺っている。</p>
議長	報告（1）について意見、質問はあるか。

江口委員	<p>2点、質問がある。</p> <p>権利擁護について、89ページで令和4年度の実績報告をいただいているが、高齢者虐待の対応、成年後見制度の対応、困難事例の対応、いずれも前年度より低下している。事務局からの説明では、困難事例の対応が解消したという説明だったが間違いないか。</p> <p>もう一点、虐待案件について、虐待案件を対応すると業務がひっ迫するという話を各包括から聞いている。さいたま市は包括の虐待案件を知った際に助言を受ける機関としてどのような制度を設けているか。市社協でスーパーバイズという制度があると認識しているが、さいたま市の制度を知りたい。</p>
事務局(いきいき長寿推進課)	<p>1点目は、説明したとおりである。</p> <p>2点目は、委員のお話のとおり、社協のスーパーバイズ制度がある。その他、地域包括支援センターが普段の活動で構築しているネットワークを介して相談をしていることもある。</p>
三次委員	<p>令和4年度さいたま市地域包括支援センター業務評価について、113ページの介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の項目において、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性、中立性確保のための指針が市町村から示されているかの質問が、はいが0となっているのは何故か。</p>
事務局(いきいき長寿推進課)	<p>介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定に関する公平性中立性確保のための指針としては示していないためである。しかし、公平性や中立性を確保することについては、地域包括支援センター運営方針や業務委託の仕様書等を含め、しっかり周知をしている。</p>
滝沢委員	<p>90ページの消費者被害防止について、令和4年度の件数が139件とあるが、この数字は延べ数であって実件数は74件ということによろしいか。</p> <p>また、112ページに消費者被害の防止取り組みの記載があるが、消費者トラブルに関して消費者生活センターや警察に相談した結果、被害を防ぐことができたケースなのか、もしくは、被害を防ぐことができなかったケースなのか、教えていただきたい。</p>
事務局(いきいき長寿推進課)	<p>1点目は、お見込みのとおりである。</p> <p>2点目は、具体的な数字は持ち合わせていないが、消費者生活センター等に繋いで終わらせるのではなく、その後の対応を把握していくことも重要だと認識している。</p>
議長	<p>報告(2)についてよろしいか。</p>

	最後に、次第に記載はないが、追加の議事について、事務局より説明がある。
事務局(いきいき長寿推進課)	地域包括支援センターの事務所の移転に関することである。地域包括支援センターの事務所の移転については、現在、運営協議会等で協議を行う運用としているが、移転先との交渉結果等により次回運営協議会の開催までに、移転を行う必要が生じた際には、石山会長と相談をさせていただき、次回の地域包括支援センター運営協議会で報告させていただくかたち、会長預かりの対応とさせていただきたいというものである。対象の包括は、南区東部圏域を担当している社協みなみで、現在の事務所は日常生活圏域内の南区南浦和3丁目に場所を借りて設置しているが、事務所スペースが狭小等のため移転を検討していた。なかなか移転先が見つからない状況だったが、この度、移転先の候補の場所が見つかり、現在、その借用等について交渉中である。このまま交渉がまとまれば、次回開催予定の運営協議会までに移転が必要になる可能性があるとして地域包括支援センターから報告を受けた。移転先は、同じく日常生活圏域内の南区南浦和2丁目を予定しており、現在の設置場所よりもJR南浦和駅に近くなるなど、市民満足度の向上にも繋がると考えている。また、移転にあたりましては、混乱が起きないように、地域住民や地縁団体への説明・周知等、遺漏なく実施するように努めていくとともに、南区地域包括支援センター連絡会の委員長へも事前に相談している。繰り返しになるが、次回の運営協議会開催までに移転するかたちになったときは、石山会長と調整のうえで、次回の協議会で報告させていただく。
議長	追加議題について意見、質問はあるか。
各委員	(意見・質問なし)
議題	追加議題について承認してよろしいか。
各委員	(異議なし)
議長	以上で本日の議事と報告については終了する。
4. 閉会	